

船舶事故調査報告書

令和7年1月29日

運輸安全委員会（海事専門部会）議決

委員 伊藤 裕 康（部会長）

委員 上野 道 雄

委員 岡本 満喜子

事故種類	乗組員死亡
発生日時	不明（令和6年7月20日 04時00分ごろ～09時00分ごろの間）（医師による死亡推定時刻：7月20日午前頃）
発生場所	富山湾（富山県滑川市滑川漁港東方沖）
事故の概要	プレジャーボート明海丸は、漂流中、船長が落水して死亡した。
事故調査の経過	令和6年7月29日、本事故の調査を担当する主管調査官（神戸事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者からの意見聴取は、本人が本事故で死亡したため、行わなかった。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	プレジャーボート 明海丸、5トン未満 244-13218富山、個人所有 5.70m (Lr) × 2.14m × 1.03m、FRP ディーゼル機関、66.2kW、平成3年9月 (写真1 参照)
	
	写真1 本船
乗組員等に関する情報	船長 62歳 二級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 平成2年10月3日 免許証交付日 令和2年2月13日 (令和7年10月2日まで有効)
死傷者等	死亡 1人（船長）

損傷	なし																																																																												
気象・海象	<p>気象：天気 雨</p> <p>本船が釣りをしていた場所（後述）の南西方約5.3海里（M）に位置する魚津地域気象観測所における7月20日の風向、風速及び降水量の観測値は次のとおりであった。</p> <table border="1" data-bbox="560 394 1417 1081"> <thead> <tr> <th rowspan="2">時刻 (時:分)</th> <th colspan="2">平均</th> <th colspan="2">最大瞬間</th> <th rowspan="2">降水量 (mm)</th> </tr> <tr> <th>風向</th> <th>風速 (m/s)</th> <th>風向</th> <th>風速 (m/s)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>04:00</td><td>東南東</td><td>2.4</td><td>南東</td><td>3.3</td><td>0.0</td></tr> <tr><td>04:30</td><td>東南東</td><td>2.5</td><td>東</td><td>4.3</td><td>0.0</td></tr> <tr><td>05:00</td><td>東南東</td><td>1.8</td><td>東</td><td>3.1</td><td>0.0</td></tr> <tr><td>05:30</td><td>西北西</td><td>3.7</td><td>北西</td><td>3.1</td><td>0.0</td></tr> <tr><td>06:00</td><td>北東</td><td>2.5</td><td>北北西</td><td>4.2</td><td>0.0</td></tr> <tr><td>06:30</td><td>西南西</td><td>2.2</td><td>南南西</td><td>8.4</td><td>7.5</td></tr> <tr><td>07:00</td><td>南</td><td>2.6</td><td>西南西</td><td>4.6</td><td>2.5</td></tr> <tr><td>07:30</td><td>南南東</td><td>3.3</td><td>南南東</td><td>5.1</td><td>1.0</td></tr> <tr><td>08:00</td><td>南南東</td><td>4.5</td><td>南南東</td><td>7.0</td><td>0.5</td></tr> <tr><td>08:30</td><td>南南東</td><td>3.8</td><td>南</td><td>6.6</td><td>0.0</td></tr> <tr><td>09:00</td><td>南</td><td>3.8</td><td>南</td><td>5.9</td><td>0.0</td></tr> </tbody> </table> <p>海象：海上 平穏、水温 約26℃</p> <p>滑川市には、19日06時07分に雷注意報が、20日04時25分に大雨注意報がそれぞれ発表され、20日10時29分にいずれも解除された。</p> <p>日出時刻：04時48分ごろ</p>	時刻 (時:分)	平均		最大瞬間		降水量 (mm)	風向	風速 (m/s)	風向	風速 (m/s)	04:00	東南東	2.4	南東	3.3	0.0	04:30	東南東	2.5	東	4.3	0.0	05:00	東南東	1.8	東	3.1	0.0	05:30	西北西	3.7	北西	3.1	0.0	06:00	北東	2.5	北北西	4.2	0.0	06:30	西南西	2.2	南南西	8.4	7.5	07:00	南	2.6	西南西	4.6	2.5	07:30	南南東	3.3	南南東	5.1	1.0	08:00	南南東	4.5	南南東	7.0	0.5	08:30	南南東	3.8	南	6.6	0.0	09:00	南	3.8	南	5.9	0.0
時刻 (時:分)	平均		最大瞬間		降水量 (mm)																																																																								
	風向	風速 (m/s)	風向	風速 (m/s)																																																																									
04:00	東南東	2.4	南東	3.3	0.0																																																																								
04:30	東南東	2.5	東	4.3	0.0																																																																								
05:00	東南東	1.8	東	3.1	0.0																																																																								
05:30	西北西	3.7	北西	3.1	0.0																																																																								
06:00	北東	2.5	北北西	4.2	0.0																																																																								
06:30	西南西	2.2	南南西	8.4	7.5																																																																								
07:00	南	2.6	西南西	4.6	2.5																																																																								
07:30	南南東	3.3	南南東	5.1	1.0																																																																								
08:00	南南東	4.5	南南東	7.0	0.5																																																																								
08:30	南南東	3.8	南	6.6	0.0																																																																								
09:00	南	3.8	南	5.9	0.0																																																																								
事故の経過	<p>本船は、令和6年7月20日03時00分ごろ自宅を出た船長が1人で乗り組み、釣りをを行う目的で、04時00分ごろ富山県富山市岩瀬の係留場所を出航した。</p> <p>船長の家族は、06時00分ごろ自宅を出た際、雷雨で時折突風も吹いていたので、船長が早く帰って来ると思っていたところ、船長の携帯電話のGPSの位置が滑川市の道の駅沖の海上を示していたので09時00分ごろ電話したがつながらなかった。（図1参照）</p>																																																																												

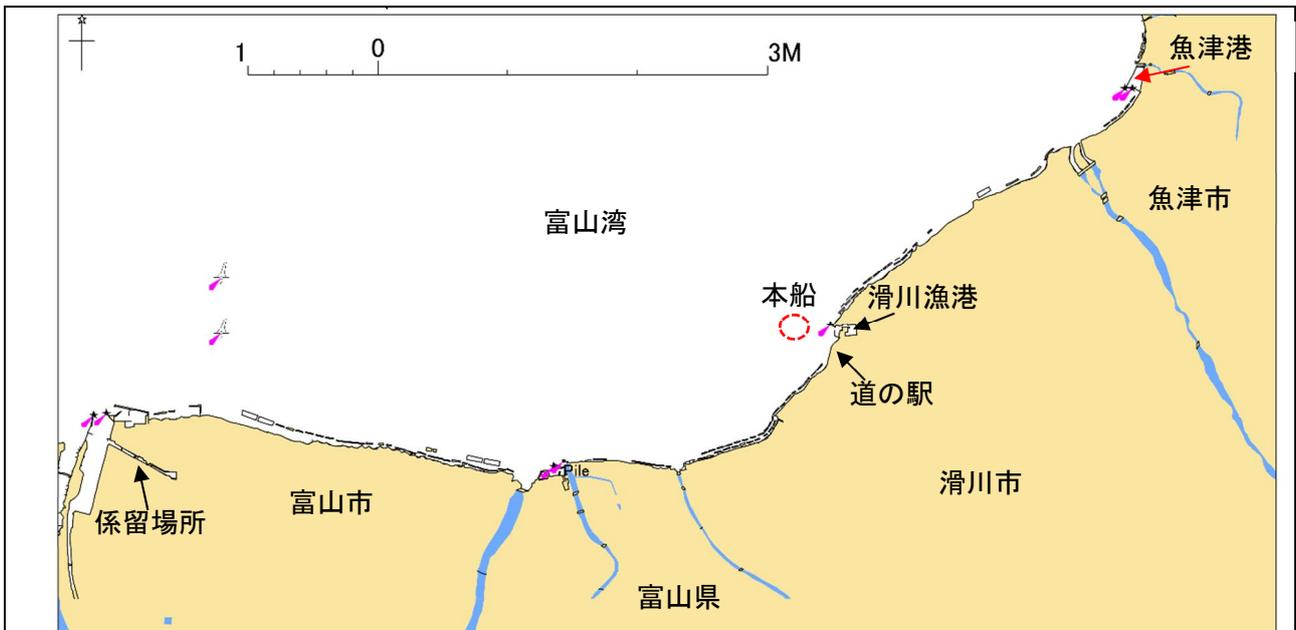


図1 船長の携帯電話のGPSが示していた本船の位置

船長の家族は、心配になり本船の係留場所に行って本船の帰りを待っていたが、本船が戻らなかったため、船長の知人に陸岸からの捜索を依頼した。

船長の知人は、滑川漁港沖や富山県魚津市魚津港付近から沖を確認したが本船は見当たらず、船長の家族に海上保安庁へ通報するように伝え、船長の家族は19時32分ごろ118番通報した。

本船は、21日05時18分ごろ捜索中の航空機により富山県朝日町宮崎鼻北方沖14.8M付近で漂流しているところを発見され、06時20分ごろ付近海域を捜索中の巡視船が本船に接近し、無人の状態であることが確認された。

船長は、海上保安庁（巡視船2隻、航空機1機）による捜索が続けられたが、発見されなかった。

本船は、海上保安官が操船して係留場所に戻った。

船長は、25日16時05分ごろ新潟県村上市岩船港北北西方沖9.9M付近で漂流しているところを航行中の旅客船により発見され、後日、司法解剖の結果、死因が不詳、死亡時刻が20日午前頃（推定）と検案された。

（付図1 事故発生場所概略図 参照）

その他の事項

(1) 本船の状況

本船が発見されたとき、灯火等は点灯しておらず、船外機は中立状態で、船尾甲板のブルワーク上から釣り竿が両舷方向に出されており、船体に衝突痕などの損傷は認められなかった。また、船尾甲板に置かれていたクーラーボックスには、いか2匹とかがみだい3～4匹が入っていた。

魚群探知機能付きGPSプロッター及びソナーは作動してお

り、燃料計の針は最大量より1目盛り下を指していた。

落水時に船上に復帰するための縄梯子^{ぼしご}や固定梯子は装備していなかった。

船首甲板に漂泊中の補助装置として使用するエレキモーター（電動小型船外機）が設置されており、発見時、収納された状態であった。なお、エレキモーターの遠隔操作装置が故障中で、船首で手動により作業する必要があった。（写真2、写真3参照）



写真2 右舷側の状況



写真3 エレキモーター（収納時）

(2) 船長の釣りの状況

船長の家族は、ふだん船長がいかを魚津港沖で、かがみだいを滑川市沖で釣っていたので、出航後、魚津港沖で釣りをした後に滑川市沖で釣りをしていたのであろうと本事故後に思った。

船長と一緒に釣りに行くこともあった船長の家族は、ふだん船長が漂泊して船外機を停止し、エレキモーターを海中に下ろして釣りをを行い、釣りを終える際は、船外機を始動してエレキモーターを収納してから釣り竿を片付けていたのを見ていた。

船長の家族は、本船が発見された際、エレキモーターが収納されていたので、船長が、釣りを終えて船首に移動してエレキモーターを収納した後、船尾甲板に移動中、突風を受けたり、雨で濡れた船首甲板で滑ったりし、バランスを崩して落水したのではないかと本事故後に思った。

(3) 船長に関する情報

船長は、発見された際、上半身はスパッツの上に薄い生地のビニール製ジャンパー、下半身は下着の上に短パン、デッキサンダルを片方履いた状態で発見された。また、救命胴衣は着用しておらず、腰巻きタイプの救命胴衣が船尾甲板上で発見された。

船長の携帯電話は、操舵室の座席の上に置かれており、本船が発見された際、バッテリーが消耗して電源が切れていた。

船長は、本事故発生海域の操船経験が約30年以上あり、ふだんから午前中釣りに行き、午後仕事をしていた。また、船長の家族によれば、本事故前、船長の健康状況は良好に見えた。

	<p>船長は、泳ぐことができなかった。</p> <p>船長は、ふだん出航前や船上において携帯電話で気象情報（雨雲レーダー）を確認しており、雷が鳴るとすぐに帰航していた。</p> <p>船長の家族は、以前、船長が、船首に移動してエレキモーターを操作する際、着用していた救命胴衣が船のポールに引っ掛かって落水しそうになったことがあり、それ以降、船首に移動する際には、着用していた救命胴衣を脱ぐことがあったので、本事故当時、救命胴衣を脱いで船首部に移動したのではないかと本事故後に思った。</p>
<p>分析</p> <p>乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象等の関与 判明した事項の解析</p>	<p>不明</p> <p>不明</p> <p>不明</p> <p>船長の死因は、不詳であった。</p> <p>船長は、7月20日04時00分ごろ定係地を出航後、09時00分ごろ家族からの架電に 응답しなかったことから、この間において落水し、死亡した可能性があると考えられる。</p> <p>船長は、次のことから、滑川漁港東方沖で漂泊中、釣りを終えて帰航準備をしている際、本船から落水したものと考えられる。</p> <p>(1) 本船発見時、船体に衝突痕などの損傷は認められなかったこと。</p> <p>(2) 船長の家族が、09時00分ごろ、船長の携帯電話のGPSの位置が滑川市の道の駅沖を示していて、電話してもつながらなかったこと。</p> <p>(3) 本船発見時、ふだん船長が漂泊して釣り中に停止していた船外機が中立状態で、船首甲板のエレキモーターが収納されていたこと。</p> <p>船長は、船首甲板のエレキモーターを収納して船尾に移動中、突風を受けたり、雨で濡れた船首甲板で滑ったりし、バランスを崩すなどして落水した可能性があると考えられるが、目撃者がおらず、客観的な情報も得られなかったことから、落水に至った状況を明らかにすることができなかった。</p>
<p>原因</p>	<p>本事故は、本船が、滑川漁港東方沖において漂泊中、船長が落水したことにより発生したものと考えられる。船長は、船尾甲板に移動中、バランスを崩すなどして落水した可能性があると考えられるが、目撃者がおらず、客観的な情報も得られなかったことから、落水に至った状況を明らかにすることができなかった。</p>
<p>再発防止策</p>	<p>今後の同種事故等の再発防止及び被害の軽減に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 小型船舶の船長は、雨で濡れた甲板上を移動する際、滑って落水することがないように、重心を低くするなど体のバランスを崩さな

	<p>いよう十分に注意すること。</p> <ul style="list-style-type: none">・ 小型船舶の船長は、暴露甲板にあつては、常に救命胴衣を着用すること。・ 小型船舶の船長は、防水型の携帯電話又は防水パックに入れた携帯電話を常に身に付け、緊急時の連絡手段を確保しておくこと。・ 小型船舶に1人で乗り込む船長は、落水時の復帰手段として縄梯子や固定梯子を船体に備えておくことが望ましい。
--	--

付図1 事故発生場所概略図

